

意見募集案件	北広島市子ども・子育て支援プラン(素案)の策定について 北広島市子どもの権利に関する推進計画(素案)の策定について
担当課	保健福祉部児童家庭課 電話 011-372-3311 内 801

意見募集期間	平成 27 年 2 月 1 日(日)から平成 27 年 3 月 2 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所児童家庭課及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 2 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>保健福祉部児童家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-6805 電子メールアドレス: jidou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp 電子メールアドレス: jkenri@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて公表予定 検討を終えたときは意見の概要・意見に対する市の考え、案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 平成 24 年 8 月 22 日に「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)、が公布され、新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するため、北広島市子ども・子育て支援プランを策定することとしました。 北広島市子どもの権利条例が平成 25 年 4 月 1 日に完全施行し、同条例の理念の実現を目指して条例に基づき北広島市子どもの権利に関する推進計画を策定することとしました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) これまでの「北広島市次世代育成支援対策推進行動計画」を引き継ぎながら新たに「北広島市子ども・子育て支援プラン」を定めるものです。 北広島市子どもの権利条例第 25 条に基づく、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 子ども・子育て支援法 北広島市子どもの権利条例</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。 地域の各種関係団体と連携しながら施策を推進していくこととなります。</p>

対象となる政策等の原案	別添資料のとおり。
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成27年3月(予定) 計画策定